

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		おり、プロパー学芸員の採用が長年行われなかった結果、学芸員の質・人数ともに不足し、体系的な収集や研究ができない状態が常態化してきた。全国的にも下位に位置する現状を踏まえ、新館整備を体制充実の転換点としてほしい。	物館整備に当たっては、本構想において、運営体制のあり方や専門性の確保について検討していく必要がある旨を示しています。具体的な体制については、今後の計画段階以降に整理してまいります。
6	第1章	旧県博は、専門学芸員の未配置、曖昧な資料収集方針、資料公開手続の煩雑さ、非査読の紀要による誤った研究報告などがあり、適切なサービスがあったとは言いきれない。入館者が市営館にも及ばない状況であったことは明白であり、老朽化が問題なのではなく、適切な人材の未配置が大きな問題であった点が記載されていない。本基本構想でも、人材の配置数や業務内容が棚上げされた状態で議論が進んでいることを危惧する。	現県立博物館についての御指摘は御意見として承ります。本構想においては、老朽化への対応にとどまらず、博物館が果たすべき基本的な機能や時代の変化に応じた新たな役割を改めて整理することを目的の一つとして位置付けています。具体的な業務内容の詳細や人材配置の水準、運営手法については、構想段階では一定の方向性を示すに留めており、今後の計画段階以降において、より具体的に検討・整理していくこととしています。
7	第1章	文化観光推進法と博物館の関係については、観光のための博物館を建てることではない。県民のための博物館を主とすべきである。	新博物館は、観光振興を主目的とするものではなく、県民の学びや文化の継承を基盤とする社会教育施設であると認識しています。博物館活動の成果を発信することで、結果として交流や来訪につながることは想定していますが、県民のための博物館であるという考え方を基本としています。
8	第1章	「まるごと山形」を知る入口」という考え方には共感するが、置賜・村山・最上・田川・飽海といった地域ごとに異なる歴史・文化・民俗の多様性が、実物資料や史料を通じて比較・検討でき、それを基盤として総合される形での「まるごと山形」であってほしい。	「まるごと山形」という考え方は、県内各地域が有する多様な歴史・文化・自然を尊重しつつ、総合的に理解するための入口となることを意図しています。展示や事業の具体化に当たっては、今後の計画段階以降において、地域ごとの特性や多様性にも十分配慮しながら検討してまいります。
9	第1章	新博物館の検討自体は好ましいが、「県民が求める博物館」の『県民』が何を指すのか不明瞭であり、総じて県外の観光客・研究者・海外観光者のための提示になっている。	本構想においては、子どもから大人、高齢者、障がいのある方まで、世代や背景を超えた県民の学びや文化の継承を基本としつつ、その成果を県内外へ発信していくことを目指しています。観光客等も含めた来館を想定していますが、観光を主目的とした施設整備を意図するものではなく、あくまで県民にとって意義ある博物館であることを前提としています。
10	第1章	各委員や指定管理時の理想の博物館像が混在しており、現実的業務ではない過剰な業務が行われることが明白で、持続可能な基本構想になっていない。	本構想は、新博物館が目指す方向性や役割を示すものであり、具体的な事業内容や運営方法については、今後の計画段階以降に、実現可能性や優先順位を踏まえながら段階的に整理していくこととしています。持続可能な運営となるよう検討を進めてまい

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
			ります。
11	第2章	山形県には庄内・最上・村山・置賜の4地域があり、それぞれに独自の歴史、食文化、言語などの文化的差異があるにもかかわらず、構想案ではこの点への言及がほとんど見られない。特に庄内地域は県庁所在地からの距離も遠く、他地域との差が大きい。県内に一館のみ博物館を整備する場合であっても、資料の収集・保管・展示方法や見学者への配慮など、4地域それぞれへの配慮と工夫を細部まで再検討すべきである。	4地域それぞれに異なる歴史・文化があることは、本県の大きな特徴であると認識しています。本構想においては、特定の地域像ではなく、県全体を対象としつつ、各地域の多様な特性を資料収集・調査研究・展示等を通じて丁寧に扱うことを基本的な考え方としています。御指摘の点も踏まえ、今後の計画段階以降において、地域性への配慮が十分に反映されるよう検討してまいります。
12	第2章	山形県民の誇りと愛着は県ではなく、庄内・最上・村山・置賜など地域単位に向けられる場合が多く、地域間の断絶が近世以降の形態を保つ点も本県の特徴である。本構想は4地域それぞれの特性・特徴を理解した議論ではなく、県として統一化しようとした仮想的山形県を形成し、「やまがた愛」という宗教的・抽象的理念でまとめようとしている。	本構想で掲げる「やまがた愛」は、特定の価値観や一体的な県民像を押し付けるものではなく、多様な地域や歴史・文化・自然への理解を通じて、それぞれが山形との関わりを見出していくことを意図しています。地域ごとの特性や差異を前提とした上で、それらを知り、考える機会を提供することが博物館の役割であると考えています。
13	第2章	愛着や誇りの対象を「やまがた県全体」とするのではなく、村山・最上・置賜・庄内といった四地域それぞれの独自性を尊重すべきである。県民の多くは地域単位への愛着が強く、4地域への十分な目配りがない場合、村山地域以外の人にとって関心の薄い博物館になりかねない。	県全体を対象とする県立博物館として、4地域それぞれの独自性や歴史的背景を踏まえることは重要であると考えています。本構想では、県全体を一律に扱うのではなく、地域ごとの多様性を尊重し、それぞれの価値を可視化していくことを基本的な方向性としています。
14	第2章	「未来」に関する節では、充実した生活や地域社会の実現といった発展的内容が中心であり、自然環境の保全や文化資源の継承など、未来へ受け継ぐという博物館本来の役割に沿った表現が弱い。	本構想では、「未来」「地域」「世界」を相互に連動させる構成としています。このうち、自然環境の保全や文化資源の継承については、「地域」において明確に位置付けています。一方、「未来」では、そうした継承の取組みを基盤として、学びや探究を通じて未来を担う人材を育み、地域課題の解決や新たな価値創出へとつなげていく方向性を示しています。
15	第2章	構想案では「やまがた愛」や「県民の誇りと愛着」が強調されているが、「未来をつくる」という使命を考えると、一般に「暗部」と見なされがちな領域についても、資料収集・展示の対象とすることが重要である。例えば、戦争の悲惨さや加害の側面、地域・身分間の対立なども、より良い社会をつくるための反省材料となり得るものであり、こうした歴史こそ本当の意味での「山形	御指摘のとおり、歴史の「光」の側面だけでなく、社会の課題や葛藤、いわゆる「暗部」とされがちな側面も含めて、資料に基づき多角的に扱うことは、博物館の重要な役割であると考えています。本構想においても、社会の変化の中で見えにくくなりがちな歴史や文化、自然の価値に光をあて、探究により新たな意義を見いだすことや、価値判断を一方的に示すのではなく、事実や資

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		の宝」ではないか。	料に即して学び、考える場とすることを基本姿勢としています。
16	第2章	基本理念に掲げられている「山形への誇りと愛着」「やまがた愛」について、山形の外聞の良い面ばかりが強調されているのではないかと感じる。山形県域で起きてきた負の歴史や、地理的・環境的なウイークポイントについても取り上げ、県民や来県者に事実を伝える姿勢を記載すべきである。山形を多様な観点から、客観的・科学的に学ぶ姿勢が理念に盛り込まれるべきである。	
17	第2章	「やまがた愛」を育む」という理念について、誇りや郷土愛を一方的に押し付けるものになることを危惧する。博物館は愛着を教える場ではなく、資料に基づいて事実を究明し、利用者が展示や資料を通じて地域の実情を知り、考える場であるべきである。	博物館は、特定の価値観や感情を一方的に教える場ではなく、資料を通じて事実を提示し、来館者が主体的に考える場であると認識しています。本構想は、そのような博物館の基本的役割を踏まえ、新博物館の方向性を示すものです。
18	第2章	博物館の基本的機能は「収集・保管、調査研究、展示、教育普及」で主語は「資料の」であり、「やまがた愛」を育む」を出発点とする理念は博物館の理念としてふさわしくない。	博物館の基本機能が資料を基軸とするものであることは、本構想においても前提としており、第3章において基本機能を明確に示しています。また、「やまがた愛」は博物館の目的そのものではなく、資料に基づく学びや探究を通じた結果として育まれるものと位置付けています。
19	第2章	「過去」の整理が理念として掲げられない構想に疑問があり、今後50年で博物館としての機能を取り戻す堅実な基本構想の再考を求める。	過去を整理し、継承していくことは博物館の根幹であり、本構想においても重要な前提としています。その上で、過去・現在・未来をつなぐ役割を果たすことを目指しており、博物館としての基本機能を着実に積み重ねていくことを重視しています。
20	第2章	「山形の宝」は抽象的で何を指すのか分からない。「文化財の保護・防災」という表現について、文化財は指定物件を指す場合が多く、「資料の保護・防災」とするのが適切である。	「山形の宝」という表現については、県民共有の価値としての歴史・文化・自然の遺産を総称的に示したものです。また、「文化財の保護・防災」については、指定の有無にかかわらず幅広い資料を対象とする趣旨であることから、御指摘を踏まえ「文化財をはじめとする資料の保護・防災」と表現を修正します。
21	第2章	基本理念に掲げられた「未来」「地域」「世界」は、それぞれ「継承」「探究」「発信」の対象先として整理でき、三者が結び付いて事業が展開されることを期待したい。	本構想では、これら三つの視点を相互に関連付けながら、新博物館の事業を展開していくことを意図しており、今後の計画段階以降においても、この考え方を踏まえて検討を進めてまいります。
22	第2章	「地域とともに歩む博物館」において、博物館資料や地域の文	資料の収集・保管が博物館事業の基盤であり、県民の大切な宝

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		化財、未指定・未登録の文化財を「山形の宝」としているが、その収集・保管に関する記述が弱く、博物館事業の起点として「積極的に」「精力的に」といった強調があってもよい。	として丁寧に資料を集め、保管していく姿勢は、本構想においても明確に位置付けています。
23	第2章	「世界へ開く」「ゲートウェイ」という表現は来訪者を受け入れる拠点としては理解できるが、職員や研究者が県内外へ積極的に出ていく姿勢が見えにくく、受け身の印象を与えている。	「世界へひらく」は、来訪者を受け入れるだけでなく、調査研究や交流を通じて双方向の関係を築くことを含む概念として用いています。職員や研究者が外へ出ていく活動も、その一部であると考えています。
24	第2章	「世界へひらく博物館」については、長年基本的な博物館機能が十分に整備されてこなかった現状を踏まえると、計画がやや壮大すぎる印象がある。大きな目標として世界を見据えつつも、まずは県内各地域、とりわけ博物館等がほとんど存在しない町村への支援など、地域に資する基礎的機能の充実を優先すべきである。	本構想では、世界的な視点を持ちつつも、まず県内各地域に根差した活動を積み重ねることを基本としています。地域に資する基礎的機能の充実は、重要な前提であると認識しています。
25	第2章	「(3) 世界へひらく博物館」という理念については、現行規模よりも予算・人員を大幅に拡充する必要があり、基本事業として継続するには相当の努力が求められるのではないかと懸念する。外部への発信や連携を重視するよりも、まずは収蔵・研究といった博物館業務の基礎能力を高めることに比重を置いた理念とすべきではないか。	基本理念の実現に当たっては、人的・財政的な制約を踏まえ、段階的に取り組みを進める必要があると考えています。本構想は方向性を示すものであり、具体的な規模や手法については、今後の計画段階以降に整理してまいります。
26	第2章	国内外への発信も重要だが、何より「県民が訪れたい施設」「県民に愛される博物館」になることを期待している。常設展に加え、魅力的な展覧会や催しを通じて、県民が繰り返し足を運ぶ機会が増えることを望む。	県民にとって身近で、繰り返し訪れたい博物館であることは、本構想においても重視している点です。展示やイベントを通じて、日常的な学びの場となることを目指しています。
27	第2章	「世界へ」について、現行の博物館が世界へ開かれていないわけではないが、学術的翻訳を各外国語にして発信する意味なら、外部委託ではなく、外国語に明るく山形県を研究し国際論文を発表する人材確保が必要で、人材のハードルが高すぎる。	本構想における「世界へひらく博物館」は、調査・研究に裏付けられた知見を基盤としつつ、国内外の研究機関との連携や外部の専門的知見も活用しながら、適切な方法で国際的な発信や交流を進めていく考えです。人材確保については重要な課題であると認識しており、今後の計画段階以降においてあり方を検討してまいります。
28	第2章	基本理念の策定過程において、県民の参加や意見表明の機会が少なかった点は遺憾である。理念（ゴール）を先に定め、県民参	基本構想は、新博物館の理念や方向性といった骨格を整理することを目的とする段階であり、まず一定の考え方を明確に示すこ

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		加を具体化のプロセスに限定している現状では、外部コンサルタント主導で地域性に乏しい理念になっている印象がある。今後は県民との積極的な対話を通じ、理念の修正・充実も含め柔軟に対応してほしい。	とが必要であると考えています。一方で、本構想においても、今後の具体化に当たっては県民参画を重視することを位置付けており、事業内容や空間構成などを検討する計画段階以降において、県民との対話や意見反映を丁寧に行っていく考えです。
29	第2章	今後、新設の県立美術館等が整備される可能性が低いことを踏まえると、従来の博物館の分野区分にとらわれず、美術や文学等も含めた、総合的な「やまがたミュージアム」としての役割を担うことも検討の余地がある。	県立博物館として、分野を横断的に扱い、総合的に山形を捉える視点は重要であると考えています。本構想においても、従来の分野区分にとらわれず、資料やテーマに応じて柔軟に扱うことを基本的な考え方としています。具体的な分野構成や役割分担については、県内の他施設との関係も踏まえながら、今後の計画段階以降に整理してまいります。
30	第2章	「博物館が地域に存在するからこそ、人々の幸せやウェルビーイングの向上につながる価値を示し、その意義を発信し続ける場となることを目指します (P8)」の記載について、人びとのベクトルが県民に向いていない。	本構想では、博物館が県民一人ひとりの学びや気付きにつながり、結果として幸福感やウェルビーイングの向上に資する存在となることを重視しています。国内外への発信を掲げている点についても、県民にとって誇りや理解の基盤となる学術的・文化的蓄積を外部に発信するものです。
31	第2章	一読して、博物館の基本構想というより、博物館をテーマパーク化した観光振興策のように感じられ、内容に違和感がある。博物館法の改正があっても、博物館の基本理念は変わらないはずであり、土台のしっかりした博物館となることを願う。	本構想は、博物館法に基づく基本的な機能を土台とし、その上で時代の変化に応じた新たな役割を整理したものです。観光的要素のみを目的とするものではなく、学術的・教育的基盤を重視した博物館整備を目指しています。
32	第3章	「山形の宝」という言葉で曖昧にしており、文字の揺らぎもあるため、①「山形の～」ではなく②「山形に関わる」に統一すべきである。	「山形の宝」は、山形の歴史・文化・自然の価値を象徴的に表現するために用いている言葉であり、理念的な位置付けとして使用しています。一方で、収集・保管の対象を示す具体的な記述においては、「山形に関わる文化資源」と表現し、県内外を含めた山形との関係性を持つ資料を対象とする考え方を明確にしています。このように、理念的表現と実務的表現を使い分けており、資料の対象範囲が誤解なく伝わるよう整理しています。
33	第3章	「散逸や滅失の危機にある山形に関わる文化資源」や「多様な主体と連携した収集・保管」とあるが、市町村が保管しているものの未整理となっている文化資源について、活用方法の助言や、それらの文化資源の収集も含まれるのかを明確にしてほしい。	市町村が保管している未整理の文化資源の活用方法の助言については、本構想において想定する「多様な主体と連携した収集・保管」に含まれるものと考えています。具体的な関わり方や支援の方法については、今後の計画段階以降において、市町村等と連携しながら整理してまいります。

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
34	第3章	散逸や滅失の危機にある文化資源を念頭に置くのであれば、収蔵環境の整備に当たっては、収蔵庫の規模についても一定程度の大きさを反映させる必要があると考える。	散逸・滅失の危機にある文化資源を適切に受け入れるためには、収蔵環境の整備が重要であると認識しています。本構想では、収蔵環境の充実を基本的な方向性として示しており、収蔵庫の規模や機能については、今後の計画段階以降に具体的に検討してまいります。
35	第3章	資料収集において収集基準や「計画的」という表現は必要だが、「戦略的」という言葉は、「県の施策に合わない資料は収集しない」と受け取られるおそれがあり、恣意的な運用とならないための説明や文言の工夫が必要である。	「戦略的」という表現については、恣意的な収集を意図するものではなく、収集方針や基準に基づく計画のもとで、多様な主体との連携や博物館活動の充実等の視点を持って収集に取り組む趣旨で用いています。
36	第3章	「資料の活用や除籍を含めた保管活動」において、I COM 職業倫理規程に基づく透明性と説明責任が求められるとされているが、実際に除籍を行う場合の判断の流れや、博物館を運営する組織での意思決定のあり方、県民への公開の有無について明らかにしてほしい。	「除籍」という用語については、資料の適切な管理に関する一般的な考え方として記載しておりましたが、博物館資料の取扱いに関する基準については、現在、文化庁においても検討が進められている状況にあることや、基本構想段階における記載の適否を改めて検討した結果、本構想から当該用語及び脚注の説明部分を削除することとします。一方で、資料管理において説明責任と透明性を重視する姿勢を明確にする観点から「活用や除籍を含めた保管活動」という表現を「適正かつ透明性のある保管活動」に改めます。
37	第3章	構想段階で「除籍」という言葉が記載されていることは衝撃的であり、内容や基準、学芸員や関係者の姿勢が問われるため、記載するのであれば再検討のうえ次の計画段階で示すべきである。「山形県の施策の都合で収集し、不都合になれば廃棄する」という実態につながるおそれがあり、博物館の理念にそぐわない点を強く懸念する。	なお、資料の保存や管理に関する基準については、今後の計画段階以降において、国の動向や専門的知見を踏まえながら検討してまいります。
38	第3章	収集・保管において「除籍」が明示されたことにより、新館移行を機に既存資料の取捨選択が加速するのではないかと懸念がある。除籍は厳格かつ慎重に扱われるべき行為であり、既存資料の適切な保全と活用を前提に、研究活動の推進につなげるべきである。	
39	第3章	3-1 (2) ①イの「除籍」の文言は絶対に削除すべきであり、非専門家や誤った判断、時の情勢で県民の財産が除籍される可能性がある。現段階で除籍の明文化は不適切で、まず適切な収集基準を設定すべきである。	
40	第3章	基本構想全体は抽象的な表現が多い中で、「除籍」については明確な文面となっており、収蔵スペースが限られていることを理	

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		由に、処分を積極的に行うと宣言しているように感じる。	
41	第3章	「県全体の歴史・文化・自然を未来へ継承する」という観点から、3-1 (2) イにおいて「資料の除籍」が保管活動の一つとして位置付けられていることに疑問を感じる。資料の価値判断には複数の専門家の目が必要であり、その体制を確保することは極めて難しいと考える。民具研究の経験から、同じ物に見える資料でも、研究者の視点では異なる価値や分類が見出されることが多く、価値判断は非常に困難である。民具研究は現在も発展途上にあり、その一方で地域社会から民具が急速に失われている現状を踏まえ、現段階では除籍を行うのではなく、将来の研究のために資料収集をさらに拡大すべき時期であると考えます。	
42	第3章	収蔵環境の整備はぜひ強化・拡充すべきである。資料は一度失われると、その資料が生まれた歴史や背景が分からなくなり、時代の空白を生むことにもなりかねない。	収蔵環境の強化・拡充については、本構想においても重視しています。資料の長期的な保存が博物館の根幹であることを踏まえ、適切な収蔵環境の整備を検討してまいります。
43	第3章	収蔵庫の狭隘化への対応として、館外施設の活用を先に挙げるのではなく、まず収蔵庫の拡大・増設を位置付けるべきである。	収蔵環境の強化・拡充については、本構想においても重視しています。資料の長期的な保存が博物館の根幹であることを踏まえ、今後の検討段階以降において、適切な収蔵環境の整備を検討してまいります。
44	第3章	文化財レスキューの拠点となる場合、災害時対応だけでなく、平常時からの訓練や緊急処置・修復のための設備と運用体制が必要である。	災害時に即応できる体制を整備することは、本構想においても重視しています。今後の計画段階以降において、必要な設備や運用体制のあり方を検討してまいります。
45	第3章	3-1 (2) ③について、文化財の指定物件は指定者・所有者が責任を負う必要があると考えられ、博物館は寄贈・所蔵物件を中心に保全責任を負うべきである。災害時対応が博物館業務を圧迫する可能性があるため、文化財専門家を別に採用し業務負担を軽減すべきである。	新博物館には、文化財をはじめとする資料の保護・防災の中核として、地域の伝統や文化を損失のリスクから守ることが求められていると認識しています。本構想では、新博物館が担う役割や機能の方向性を示すことを目的としており、具体的な業務分担や体制の詳細については、今後の計画段階以降において整理していくこととしています。
46	第3章	資料収集については、新館開館を待たず、可能なところから直ちに着手すべきである。集落消滅の進行により、歴史・民俗資料は現在まさに散逸・消滅の危機にあり、開館後に取り組んでは手遅れになるおそれがある。	資料の散逸・滅失が進む現状を踏まえ、可能な取組みから早期に着手すべきことは認識しています。そのうえで、収集の進め方については、今後の計画段階以降に整理してまいります。

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
47	第3章	収集基準や計画・戦略の策定、外部専門家を交えた収集会議の設置、購入予算の早期確保が必要である。良質なコレクション形成には、分野に応じた購入予算と、学芸員が早期から経験を積む環境が不可欠であり、開館直前の一時的措置では不十分である。	本構想では、新博物館が担う収集・保管の考え方や方向性を示すにとどめ、具体的な予算措置や運用については、今後、事業全体の優先順位や財政状況を踏まえて検討してまいります。
48	第3章	収集・保管の対象として、公文書館機能を博物館に併設するか否かについて、政策的な検討が必要である。山形県では公文書館設置の議論が進んでいないが、他県の事例を参考に博物館に組み込むのか、別途整備するのかについて、関係部局間での協議を進めてほしい。	公文書館機能のあり方については、公文書管理制度全体の中で議論されるべきと考えており、御意見については、担当部局にお伝えします。
49	第3章	『山形県史』編纂事業で得られた資料や所在情報を、博物館と共有・移管するなどして有効活用すべきである。文化財散逸防止のためには所在情報の把握が不可欠であり、県史編纂の成果を引き継ぎ、発展させることが効率的かつ有効である。	文化財の所在把握や資料の継承の重要性は認識しており、今後の検討に当たり、参考とさせていただきます。
50	第3章	3-2は「デジタルアーカイブ化」ではなくデジタルデータ化を言っているのではないか。用語として適切か検討が必要である。	本構想書では、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開することを総合的に表現する趣旨で「デジタルアーカイブ化」という表現を用いています。
51	第3章	博物館の基本機能は、資料の収集・保管、調査研究、展示・普及であり、これは博物館法改正後も不変である点を明記していることは評価できる。一方で、公表資料全体からはデジタルアーカイブがこれら基本機能よりも上位に位置付けられているように読める点に違和感がある。博物館は本物（現物）の資料を最も尊重する施設であり、デジタルアーカイブはあくまで複製である。デジタルアーカイブ化は、資料を傷めずに公開できるなどの利点はあるが、収集・保管や展示・公開の代替・補完機能と位置付けるべきであり、基本機能の下位に整理してもよいと考える。デジタル化を理由に資料の除籍が正当化されることがあってはならない。	本構想においては、博物館法の改正により、デジタルアーカイブ化が博物館の事業として位置付けられたことを踏まえ、収集・保管、調査研究、展示・普及と並列の機能として整理しています。デジタルアーカイブ化は、他の機能に優先するものでも、従属するものでもなく、それぞれが相互に補完し合う関係にあるものと考えています。デジタルアーカイブ化は、実物資料の保存を前提とした取り組みであると考えております。
52	第3章	デジタルアーカイブズは展示公開の一部として常識化しており、あえて記載する必要があるか疑問である。自前・委託いずれも制作費・維持費が多額で、人口減で予算が減る中で大きな負担になるため、館内業務としてできる範囲で行う方針がよい。	デジタルアーカイブ化については、博物館法の改正により博物館の事業として明確に位置付けられたことから、本構想においてもその方向性を整理しています。また、本構想ではデジタルアーカイブ化を博物館資料に係る情報の保管と体系化、業務効率化に

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
			資する機能として位置付けており、展示・公開に加えて、保存、管理、活用等を含む博物館活動全体を支えることを目的としています。具体的な取組みの規模や手法については、今後の計画段階以降において検討してまいります。
53	第3章	「有形・無形を問わず全ての資料をデジタルアーカイブ化」との記載に驚いた。オンラインでの提供は便利であるが、実物資料があってこそそのデータであり、資料の廃棄につながることはならない点を念押ししておきたい。	デジタルアーカイブ化は、実物資料の保存を前提とした取組みであると考えております。
54	第3章	デジタル化は安易な除籍を招く可能性があるため、「データ化した一次資料も保存する」という一文が必要である。	
55	第3章	アーカイブも重要であるが、現物資料はそれ以上に重要である。	デジタルアーカイブ化は、実物資料の保存を前提とした取組みであり、県としても同様の認識です。
56	第3章	デジタルアーカイブをオンラインで公開するに当たり、利用者が必要な資料や関連する研究成果に容易にたどり着けるよう、検索性や利便性の高いシステムとするべきである。	デジタルアーカイブの公開に当たっては、利用者が資料や関連する研究成果に円滑にアクセスできるよう、検索性や利便性に配慮することが重要であると認識しています。具体的なシステムのあり方については、今後の計画段階以降において検討してまいります。
57	第3章	デジタルアーカイブ化について、保存、利活用、業務効率化といった目的が混在しており、展示・教育・学校連携・オンライン利用など、具体的な用途が十分に想定されているのか不安がある。県内のデジタルアーカイブ間の連携や横断検索により、地域資料の公開と情報発信の可能性はあるが、有意義に使われるための活用視点を明確にすることが極めて重要である。使いにくいデジタルアーカイブは利用されず、結果として予算も確保されないため、構築後の継続性を強く意識すべきである。	デジタルアーカイブの目的や活用方法については、本構想では方向性を示すに留めています。展示・教育普及、学校連携、オンライン活用など、具体的な用途や連携のあり方については、今後の計画段階以降に整理してまいります。
58	第3章	デジタル化が進む中で、デジタル担当の学芸員や専門技術員の配置には意義と必要性があり、時代に即した取組みとして積極的に検討すべきである。展示会や講演会をデジタルアーカイブ化する場合、資料保全と併せて権利関係の整理や対応についても検討が必要である。	デジタル化を進めるに当たっては、専門的な知識や技術を有する人材の役割が重要であると認識しており、本構想においてもその点について触れています。また、デジタルアーカイブの公開に際しては、資料保全に加え、著作権等の権利関係への配慮が必要であることから、こうした視点についても本構想に盛り込んでまいります。

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
59	第3章	3-2のデジタルアーカイブ化について、デジタルを特記するのではなく、アーカイブ機能・能力全体の向上を主体とした方針とすべきである。デジタル化はあくまで一手段であり、収蔵している史資料本体の出納能力や管理状態が向上するものでなければならない。	本構想においては、デジタル化そのものを目的とするのではなく、資料の保存・管理・活用を含めたアーカイブ機能全体の向上を図る考え方を示しています。デジタル化はその一手段として位置付けています。
60	第3章	指定管理者制度の導入を検討する場合、管理者変更に伴うデータベースの総入れ替えや、新管理者が既存データベースを利用できないといった事態が生じないのか懸念がある。デジタルアーカイブやデータベースの継続性について、十分な検討が必要である。	指定管理者制度の導入を含めた運営手法については、デジタルアーカイブやデータベースの継続性に十分配慮する必要があると認識しています。具体的な対応については、今後の計画段階以降に検討してまいります。
61	第3章	維持管理費、OS変更に伴う仕様変更、指定管理者変更時のデータ完全移行などのリスクがあり、基本構想に載せるなら予算を常に計上する覚悟や費用対効果を考慮すべきである。	デジタルアーカイブの維持管理には、継続的な運用やコスト面での配慮が必要であると認識しています。本構想では方向性を示すにとどめ、具体的な費用対効果や運用のあり方については、今後の計画段階以降において検討してまいります。
62	第3章	県内資源に限定せず、県外・国外にも通用する視点を持った調査研究が期待され、関連機関との連携や交流に見合う十分な研究費が確保されることを望む。調査研究成果は学会発表だけでなく、館内講座や成果報告などを通じて館外の関係者にも公開できる体制が望ましい。	本構想においても、調査研究の成果を学術的な発信にとどめず、講座や成果報告等を通じて広く共有していく考え方を示しています。研究費の具体的な確保のあり方については、今後の計画段階以降に検討してまいります。
63	第3章	分野設定について、自然分野（地学・天文・植物・動物等）、人文分野（考古・歴史・民俗・美術工芸）、保存分野（保存修復・デジタル情報・図書）など、より体系的な構成での運営が考えられる。	本構想では、現行分野を基本としつつ、調査研究分野や収蔵資料の状況を考慮し、新たな分野の必要性を含め、適切な体制を検討していく視点も重視しています。
64	第3章	県民による主体的な調査・研究への支援を位置付けた点は評価できるが、実効性を持たせるためには、人材・制度・施設面での十分な担保が必要である。具体化に当たっては、研究団体等との意見交換を行い、ニーズを踏まえて進めてほしい。また、調査研究に限らず、教育普及や展示においても県民主体の活動と連携できる体制を構築してほしい。	県民による主体的な調査・研究への支援については、実効性を確保するため、人材・制度・施設面のあり方や、研究団体等との意見交換の必要性を含め、今後の具体化の中で検討してまいります。また、展示や教育普及における県民との連携についても、重要な視点であると認識しています。
65	第3章	3-3調査・研究および3-4展示・公開において「山形らしさ」を要件としているが、「山形らしさ」のイメージは、選定する者や	「山形らしさ」については、固定的なイメージを前提とするものではなく、多様な資料や研究成果に基づいて多角的に捉えるこ

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		時期によって変化するものである。過度に「らしさ」を強調するのではなく、偏向のない事実に基づく研究・展示のあり方を記述すべきである。	とを意図しています。本構想においても、特定の価値観に偏ることなく、事実に基づく調査研究と展示を行うことを基本としています。
66	第3章	現博物館は、自然史系資料を中心とする膨大な収蔵資料を有しているが、収蔵・研究環境の制約から十分な分析・研究が行われてこなかった実態がある。新博物館において適切な研究環境を整えば、既存資料から新たな学術的成果や山形の未知の側面を発信できる可能性がある。	現博物館が有する膨大な既存資料について、新たな研究環境のもとで調査・研究を進めることは重要であると考えています。本構想では、新博物館を既存資料の価値を掘り起こし、発信していく拠点として位置付けています。
67	第3章	檜枯れ対策、出羽三山参道杉並木の保全、飛島の海洋生態系など、地域に根差した課題に博物館が積極的に関与することで、農林業保全、文化的景観の維持、生態環境への提言といった社会的貢献が可能となり、山形から世界への独自の発信につながる。	地域課題と結び付いた調査研究を通じて社会的への貢献につながるという視点は、時代の変化に応じた新たな博物館の役割の一つであると認識しています。本構想においても、地域や社会と関わりながら調査研究を進めていく方向性を示しています。
68	第3章	「県内全域の魅力発信につながる創造的な調査・研究」は、魅力の定義が人により異なるため、偏った恣意的な調査研究になり得るので再考すべきである。	御指摘を踏まえ、調査・研究の内容が特定の価値観や捉え方に偏ることのないよう、「県内全域の魅力発信につながる創造的な調査・研究」という表現を、「新たな分野や社会課題にも対応した創造的な調査・研究」に改めます。
69	第3章	3-3 (2) ①アについて、現行の7分野の専門家をそろえ研究調査すること。特に考古・歴史・民俗は各時代・分野の人材確保が記載されている点は評価する(少なくとも各分野5人配置するのだろう)。	具体的な人員配置数や体制については、本構想では方向性を示すにとどめ、今後の計画段階以降に整理していくこととしています。
70	第3章	「博物館学に基づく展示や保管技術等の調査・研究…」について、主に行うべきは展示・保管技術の調査研究ではなく、県内資料の学術的調査研究である。	本構想においては、県内資料の学術的調査研究を基盤とすることを前提としています。その上で、展示や保管に関する技術的な調査研究についても、博物館機能を支える要素の一つとして位置付けています。
71	第3章	展示は展示業者に任せの方が安心だが、展示技術や基礎的な山形県の基礎知識、土地勘がない人材はふさわしくない。	展示に関しては、専門的な知見の活用は重要である一方、博物館としての主体性や県内資料への理解が不可欠であると考えています。学芸員の専門性を活かしつつ、県内の専門家をはじめとする外部の知見も適切に活用しながら検討を進めてまいります。
72	第3章	3-3 (2) ①ウの「積極的に」は「紀要や図録として」と明記すべきである。	調査研究成果の発信方法については、今後の計画段階以降において検討してまいります。
73	第3章	3-3 (2) ②ウについて、財政的に厳しくなる見込みで県民のた	海外との交流や連携については、博物館の調査・研究の質の向

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		めの県立博物館を目的とする中、海外との取組みが本当に必要か考慮すべきである。	上や成果の発信につながる取組みとして位置付けています。一方で、新博物館においては、まず県内に根差した調査・研究や学習機会の充実を基盤とすることが重要であると考えており、海外との取組みについては、事業全体のバランスを踏まえながら、段階的な推進を検討してまいります。
74	第3章	海外の博物館や研究機関との交流について、学芸員個人の連携は有意義だが、館としてすべきことかは考慮すべきであり、まず県民に向けて発信すべきである。	学芸員個人の専門性や人的ネットワークは、調査・研究の質を高める上で重要な要素であると考えています。一方で、新博物館においては、まず県内の資料や地域課題に根差した調査・研究と、その成果を県民に還元する取組みを基盤とすることが重要であると認識しています。
75	第3章	学芸員による研究支援は有意義だが、学芸員が過度に対応に追われないよう、市民側にも主体性や自覚が求められる。	学芸員による研究支援については、県民の主体的な活動を後押しする観点から重要であると考えています。一方で、学芸員が過度な負担を抱えることのないよう、支援のあり方や役割分担については、今後の運用の中で整理していく必要があると認識しています。
76	第3章	3-3 (2) ③は「県民による主体的な調査・研究、および山形県を研究する人への支援」とすべきで、なぜここだけ閉鎖的な書き方なのか。	御指摘を踏まえ、3-3 (2) ③アの記載について、「県民の調査・研究活動」に加え、「山形県に関わる調査・研究」を支援する旨を明記し、県民の主体的な取組みと、山形県を対象とした多様な調査・研究の双方を支援する考え方が伝わるよう整理しています。
77	第3章	展示は多くの県民や観光客が目的とするものであり、子どもが惹きつけられ、未来につながる質の高い展示を期待したい。	本構想では、幅広い世代の好奇心を刺激し、次世代育成につながる展示環境の整備を重要な視点として位置付けています。五感を使って理解する体験型展示や、成長段階に応じた導入展示の整備などを通じて、子どもを含む多くの来館者が主体的に学び、将来につながる気付きや関心を得られる展示を目指してまいります。
78	第3章	常設展示の更新や資料の入替えが少なく、「一度見れば十分」と感じられている現状を踏まえ、展示の見直しや更新を行う姿勢をより明確に示すべきである。展示方針案や展示構成検討のための学術調査スケジュールが見えないことに不安を感じる。 また、展示内容を支えるためにも、博物館全体の規模とバラン	本構想では、来館するたびに新たな発見があるような展示を行うことや、新たなテーマや表現手法を取り入れることを掲げています。展示内容の具体的な構成や更新の進め方については、今後の計画段階以降に整理してまいります。

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		スがとれる範囲で、収蔵庫にも十分なスペース確保が必要である。	
79	第3章	実物資料の活用方針は評価できるが、その前提として保存修復など適切な環境整備が必要である。模型やレプリカの活用も含め、柔軟で自由度の高い展示の余地を残しておくべきである。	本構想では、展示・公開に当たっては実物資料の活用を基本とし、その前提として保存修復を含む適切な環境整備を重視しています。模型やレプリカ等については、資料保全や理解促進の観点から、必要に応じて活用することを想定しています。
80	第3章	国宝・重要文化財等の展示や他の博物館との共同展示については、実現可能性、体制、ランニングコストの面でどこまで期待できるのか疑念が残る。また、デジタル展示を充実させるのであれば、専門職員の配置が不可欠である。	国宝・重要文化財等の展示や他の博物館との共同展示については、資料の性格や条件、体制、費用面などを総合的に考慮する必要があると認識しています。本構想では、展示の方向性を示すに留めており、具体的な展示内容や体制については、今後の計画段階以降に検討してまいります。
81	第3章	3-4 (1) は学術的中立性、最先端研究成果の公開、政局に左右されない展示、恣意的な展示にならないことを明記しなければならない。	展示における学術的中立性や、恣意的な展示にならないことは重要であると認識しています。本構想では、価値観を一方的に示すことを意図するものではなく、調査・研究に基づく展示を基本とする考え方を示しております。具体的な表現や運用については、今後の計画段階以降に整理してまいります。
82	第3章	「やまがた愛」という抽象表現は控えるべきで、「育む」は合わない事実は展示しない明言でもあり得る。ネガティブな事実も事実として展示し、不都合な事実を隠す隠蔽的展示になり得るため、研究調査に基づく事実を正確に展示する旨を記載すべきである。	本構想においては、価値観を一方的に示すことを意図するものではなく、調査・研究に基づく事実や多様な歴史・文化・自然を丁寧に伝えることを通じて、理解や関心につながる展示を目指しています。
83	第3章	3-4 (1) ①～③は、研究・調査を受けたうえで成果を発信し、企画展の企画や回覧展示誘致をするための方針を書くべきである。	3-4 (1) ①～③については、調査・研究の成果を展示や情報発信につなげていく考え方を示したものです。具体的な展示手法については、今後の計画段階以降に整理してまいります。
84	第3章	常設展示は山形県の基礎を学ぶ場所、企画展示は県民の知的好奇心・文化的水準をより高めるための展示を記載する場所である。	本構想では、展示・公開を通じて、山形県に関する基礎的な理解を深めるとともに、来館者の関心や学びを広げることを意図しています。展示内容の構成や役割の整理については、今後の計画段階以降に具体化してまいります。
85	第3章	公開承認施設の文言がないため3-4 (1) が抽象的表現になっていると推測され、県民に高い水準の文化財を安易に展示できるよう『公開承認施設』にすることを絶対に明文化すべきである。	本構想では、展示・公開の理念や方向性を示しており、公開承認施設とすべきかどうかは、今後の計画段階以降に検討してまいります。

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
86	第3章	3-4 (2) ①ア～ウについて、博物館と体験施設は切り分けるべきで、体験型展示はコロナ禍で停止し、設備変更・怪我リスク、保守点検負担などがあり、すぐ飽きられることが明白である。海外でのヴァーチャル展示でも機器トラブルや仕様変更で使えない展示が増えている。	本構想では、体験型の展示や五感を使って理解する展示を、来館者の理解促進や体験価値の向上の観点から位置付けています。具体的な展示手法や運用については、今後の計画段階以降に整理してまいります。
87	第3章	インクルーシブ展示は重要だが、インクルーシブは「排除しない、受け入れる、共に支え合う社会・環境」の意味であり、展示そのものの問題ではない。館の方針として実践されていればよく、インクルーシブイベント期間を設けて対応すればよい。	本構想では、あらゆる人々の好奇心を刺激し、誰もが何度でも訪れたい展示環境の整備を目指しており、年齢や言語、障がいの有無にかかわらず誰もが楽しめる展示として、「インクルーシブ展示」を位置付けています。具体的な対応方法については、今後の計画段階以降に検討してまいります。
88	第3章	3-4 (2) ②ア・イについて、学校教育では山形県のことほとんど学ばず、生徒の基礎知識は日本・世界である。比較となる時代・背景・範囲・分布を適切に記載したうえで4地域の特徴を学べるようにし、山形県のみを学ぶ場にはいけない。山形で学び世界に羽ばたける学びが展開できるようにすべきで、米国博物館では世界の偉人や文明、世界の紛争などを展示している例もある。「やまがた愛」の抽象的展示ではなくすべきである。	本構想では、県内全域の多様性や共通する特徴を紹介するとともに、地球規模の課題や社会情勢に照らしたテーマを扱う展示を掲げています。展示内容の具体化に当たっては、今後の計画段階以降に整理してまいります。
89	第3章	日本海の海洋文化に関する記述がない。	日本海を含む自然環境や地域文化については、県内全域の多様性や共通する特徴の中で扱う対象に含まれます。具体的な展示テーマについては、今後の計画段階以降に検討してまいります。
90	第3章	3-4 (2) ③イについて、県内博物館の所蔵品を把握する取り組みはぜひ行うべきで、非常勤や非専門家が多い中でリーダーシップを発揮できる。運営が厳しい館も出てきているため、市町村資料を寄贈・寄託でき、散逸させない環境として大規模収蔵庫の設置・管理と展示の工夫も記述してほしい。	本構想では、県内博物館等と連携し、県内全域の文化資源を活用する展示に取り組むことを位置付けています。一方で、県内博物館の運営体制や収蔵環境には多様な状況があることも認識しており、連携のあり方や県立博物館が果たすべき役割については、今後、整理が必要です。寄贈・寄託の具体的な取扱いについても、体制や施設条件を踏まえた検討が必要であると考えています。
91	第3章	3-4 (2) ③ウエは「公開承認施設にする」を記述すべきである。	本構想では、展示・公開の理念や方向性を示しており、公開承認施設については、今後の計画段階以降に検討してまいります。
92	第3章	3-4 (2) ③カキはI COMの博物館定義と離れているため削除が望ましく、観光業務やグッズ等の企画展開は企業案件で基本構	本構想における展示と地域とのつながりに関する記載は、博物館体験を通じて来館者の学びや関心が地域へ広がることを意図

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		想に入れるものではない。	したものです。具体的な取組内容については、今後の計画段階以降に整理してまいります。
93	第3章	3-4 (2) ④について、デジタル技術は更新が必要で費用が青天井であり、費用面・費用対効果を考えて盛り込む必要がある。デジタルコンテンツの広報で来館動機が生まれるわけではなく、ホンモノを見たいと思わせる工夫が大事で、サブコンテンツであることを明記すべきである。特に④は、アナログ資料を整備し展示できるように注力することを先に記載すべきである。	本構想では、デジタル技術を活用した展示・公開を位置付けていますが、実物資料の展示を前提とし、補完的な手法として活用する考え方です。費用や運用面を含め、具体的な内容については今後の計画段階以降に検討してまいります。
94	第3章	生涯学習の拠点としながら、博学連携が強調されているが、福祉施設や高齢者施設との連携も検討の余地がある。また、博学連携が従来の学校見学や出前授業にとどまっている印象があり、キャリア教育や探究学習への関与が示されておらず、現場のニーズに対応できるか再検討が必要である。	本構想では、学校等との連携に加え、多様な主体との学びの機会づくりを重要な視点として位置付けています。御指摘のあった福祉施設や高齢者施設等との連携、また、学校現場で重視されている探究学習やキャリア教育との接続については、今後の具体化に当たり、学習プログラムや連携の枠組みの中で検討してまいります。
95	第3章	全体的に子育て世代への配慮が書かれていない。	子育て世代が利用しやすく、安心して滞在できる環境づくりは重要な視点です。本構想で掲げる誰もが利用しやすい環境や来館のきっかけづくりの考え方と整合させつつ、子育て世代への具体的な配慮（施設面・サービス面・プログラム面）について、今後の計画段階以降に具体化してまいります。
96	第3章	新県立博物館が県内博物館や文化施設のフラッグシップとなり、地域学会・同好会、学芸員、郷土史家との協力関係を構築する場となることを期待したい。その上で、観光事業者との連携については位置付けの整理が必要である。	本構想では、県立博物館が県内の博物館等と連携し、県内全域の文化資源の活用を進める中核としての役割を担うことを位置付けています。また、観光事業者等との連携については、博物館の基本的役割との関係を踏まえ、来館者の学びを地域での体験につなげる範囲・位置付けが明確になるよう、今後の計画段階以降に整理してまいります。
97	第3章	3-6 (1) ②はまず国内で良い。	連携の対象については、まずは県内・国内での連携を確実に積み上げることが基本になります。その上で、必要性や実現可能性を見極めながら、段階的に国外へ連携の幅を広げていく考えです。
98	第3章	3-6 (1) ③の「連携先」とは何かわからず、詳細に記載すべきである。	「連携先の拡大」については、特定の主体をあらかじめ限定・列挙することを意図したのではなく、県立博物館の活動や役割

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
			への理解・関心を広げる中で、結果として多様な主体との関係構築が進んでいくことを示したものです。県内博物館や大学、研究機関等との連携を軸としつつ、県民、企業、団体など幅広い主体との協働の可能性を視野に入れていきます。
99	第3章	3-6 (2) ①イを達成するためにも、多くの専門家を採用し相談できる環境を整えてほしい。	相談機能を実効性あるものとするには、必要な専門性を備えた体制の整備が前提となります。本構想で示した役割・機能を踏まえ、今後の計画段階以降に、相談対応を含む体制のあり方を整理してまいります。
100	第3章	3-6 (2) ②ウエを達成するには語学力・専門性・学会活動等を備えた職員採用が必須で、給与体系・業績評価も別枠検討が必要であり、現行職員も含め育成のハードルが高いことを危惧する。県民ファーストの博物館として海外機関との連携が本当に必要か疑問で、内容を再検討してほしい。	海外機関との連携等については、県立博物館としての基本的機能の充実を土台とし、県民への還元や事業目的との整合を前提に位置付ける必要があります。また、語学力や専門性等を要する取組みを継続的に担うには人材面の条件整理が不可欠であるため、今後の計画段階以降に整理してまいります。
101	第4章	事業運営においてPFIや指定管理者制度の導入を視野に入れるよりも、十分な数の専門的な正規職員を長期的に育成することが重要である。住民の相談に対応できる職員の有無は、地域住民の歴史研究環境を大きく左右し、結果として未来への投資になると考える。	新博物館の運営に当たっては、専門性を有する職員の確保・育成が極めて重要であると認識しています。本構想においては、学芸機能を中心とした体制の充実や、人材育成の方向性を示していますが、具体的な職員数や配置、採用条件については、今後の計画段階以降において、求められる役割や業務内容を整理した上で、現実的かつ持続可能な体制のあり方を検討してまいります。
102	第4章	第4章の基本方針において職員の増員が盛り込まれていない点は残念である。これまで教員から学芸員として配置された例もあり、教育機関との連携が強まった側面は評価できるが、勤務期間の短さや専門分野の偏りが生じていた点も否めない。現在の7分野という区分は大まかであり、学芸員の実務負担は極めて大きくなっている。1分野につき複数の学芸員配置を目標とすべきであり、隣県の体制も参考になると考える。	
103	第4章	専門学芸員の大幅な増員が不可欠であり、各分野複数名体制と保存科学分野の専門人材確保が必要である。計画に盛り込まれた多様な理念や活動を実現するには、正規職員で20名程度の体制も視野に入れるべきであり、専門性の確保と海外連携を念頭に置き、修士・博士号取得者を採用条件とすることも検討すべきである。	

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
104	第4章	県立博物館には、専門分野を学んだ学芸員の配置が必須である。構想で示されている「探究・ネットワークの中核」や「県民による主体的な調査・研究等への支援」「困りごとの第一の相談先」という役割を担うためには、高度な専門性と研究実績を備えた学芸員が不可欠であり、学芸員は分野への専門性と研究実績を踏まえて採用・配置すべきである。	
105	第4章	4-1 (1) について、構想を達成するロールモデル的人材像（博物館勤務経験、地域理解、諸外国語で研究議論、学会に顔が利き、研究論文執筆）が現実的に確保できるのか疑問で、理想過ぎて現実的でない。そのような人材が後世育成まで行くとすれば労働環境としても疑問がある。	
106	第4章	4-1 (2) ②イは、山形県内の博物館資料の扱いができる人材確保を特に銘打つ必要がある。教育現場経験やデジタル技術は別の人材であり、博物館での人材確保よりも連携の中で他所を頼る方が持続的である。	
107	第4章	基本構想を通して、専門人材の確保や運営経費が非常に大きなものになるのではないかと心配である。	
108	第4章	教職員配置が今後も継続されるのか不明であり、専門学芸員未配置の反省を踏まえた転換は必要だが、学校教育との接点が失われることへの懸念もある。	専門学芸員の確保を進めつつも、学校教育との接点を維持・強化することは重要な視点であると考えています。今後の体制検討においては、教育現場との連携のあり方も含めて整理してまいります。
109	第4章	県内全域を対象とする公立の美術系博物館が存在しない現状を踏まえ、県立博物館において美術・工芸分野の学芸員を配置し、資料収集や調査を行うことが期待される。	学芸員の専門分野については、現行分野を基本としつつ、調査研究分野や収蔵資料の状況を考慮し、新たな分野の必要性も含め、適切な体制を検討します。
110	第4章	4-2 (2) について、県立博物館が県民研究機能の受け皿としてリーダーシップを取れる環境にし、山形県研究の拠点として連携母体になることが好ましい。	県立博物館が、山形県に関する調査・研究の拠点として、関係機関や研究者と連携していく役割を担うことは重要であると考えています。本構想ではその方向性を示しており、具体的な連携のあり方や体制については、今後の計画段階以降に整理してまいります。
111	第4章	P F I や指定管理者制度の導入については、継続性・信頼性・人材確保の観点から県直営が望ましい。公募型指定管理者制度で	P F I や指定管理者制度については、導入を前提としたものではなく、選択肢の1つとして例示しているものです。特に、公開

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		は、公開承認施設としての認定が困難となり、重要文化財等の安定的展示に支障が生じるおそれがある。	承認施設としての位置付けや、重要文化財等の安定的な展示、資料保存の継続性は、運営体制を検討する上で重要な要素であり、今後の計画段階以降において、慎重に検討してまいります。
112	第4章	PFIや指定管理者制度を導入した場合、他機関所蔵の国宝・重要文化財を借用して展示することが可能なか疑問がある。営利企業が指定管理者となった博物館では、国宝・重文の借用展示が認められなかった事例もあると聞いており、県立博物館として県民に良質な実物資料を提示する機会が損なわれるおそれがある。公開承認施設として整備を進め、運営体制を慎重に検討すべきである。	
113	第4章	4-3(2)①について、指定管理者制度は人材確保、給与、評価、資料保存方針等で危惧があり、安易な移行に強く反対する。指定管理者になった場合、公開承認施設にならない可能性があり、県民の社会教育・文化教育の質の低下を招きかねず、公開承認施設にならないことは避けなければならない。	
114	第4章	指定管理者制度を含め、どこまで県直営で実施するのが重要であり、博物館運営の主導権を確保できる体制が求められる。博物館事業に十分な予算が確保されることが不可欠であり、今後の検討と展開を注視している。	PFIや指定管理者制度については、導入を前提としたものではなく、選択肢の1つとして例示しているものです。本構想においても、安定的な運営を図る観点から財政面に言及していますが、事業の公益性を前提に、県として必要な予算措置を講じることが基本と考えています。
115	第4章	財政基盤の安定化を優先して事業運営を行うことには懸念がある。県立博物館は社会教育機関であり、利益を得る企業運営ではないため、必要な事業については県予算を適切に配分すべきである。	本構想においては、安定的な運営を図る観点から財政面に言及していますが、財政基盤の安定化を優先することは想定しておらず、事業の公益性を前提に、県として必要な予算措置を講じることが基本と考えています。
116	第4章	4-3(2)②について、運営に関して職員の働き方への配慮を記載すべきで、内容がすでに指定管理者が書いたようで、県主体として分析・マーケティング・業務改善が可能か疑問である。	職員の働きやすい環境整備については、本構想においても重視しています。また、運営の最適化に向けては、運営主体にかかわらず、県として主体的に分析・改善を行うことが必要であると考えています。
117	第4章	ミュージアムパートナー企業制度など、外部資金導入の仕組みも選択肢の一つとして考えられる。	本構想においては、県立博物館の公益性や教育的役割を前提としつつ、事業の持続性を確保する観点から、外部との連携や多様な財源確保の可能性についても視野に入れていきます。具体的な制度設計や導入の可否については、今後の計画段階以降に検討して

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
			まいります。
118	第4章	近年、県立博物館では専門分野の学芸員が採用され、各分野で意欲的な企画展が行われていると感じている。新博物館の完成後は、実際に展示・運営を担う学芸員の意見が十分に反映された施設・運営としてほしい。	新博物館の具体化に当たっては、実際に展示・調査研究・運営を担う学芸員の知見や経験を踏まえることが重要であると認識しており、構想段階から、そうした知見を踏まえながら、検討を進めているところです。今後の計画・設計段階以降においても、現場の専門的な視点を適切に反映してまいります。
119	第4章	4-3 (2) ③は、環境負荷低減は重要だが、資料保存に適した環境維持を最優先に考えることを記載する必要がある。	環境負荷低減に取り組む一方で、資料保存に適した環境を最優先とする考え方は本構想の前提です。今後の計画段階以降においても、この考え方を踏まえて整理してまいります。
120	第4章	4-3 (2) ④について、I COMの定義「非営利の常設機関」と矛盾があり、営利化や入館料高騰の可能性があるため、県民のための博物館として無料ないし低価格に反映されないような文言が必要である。運営コスト最適化の結果が人的財源の削減にならないよう、海外との連携など県民に還元されない研究や連携は控えるべきである。	県立博物館は、営利化を目的とした運営は想定しておらず、非営利の社会教育機関として、運営効率化についても、県民へのサービス向上につながる形で検討すべきと考えております。特に、運営コストの最適化に当たっては、人的基盤の縮小や教育的価値の低下につながらないように留意します。
121	第4章	4-4 (2) ①について、ブランディングがコンサルへの丸投げにならないようにし、愛称・ロゴよりも所蔵資料の広報と資料を伴うブランディングをすべきで、国宝・カイギュウから脱却したイメージ確立を望む。	ブランディングについては、外部委託に依存するのではなく、所蔵資料や調査研究の成果といった博物館の中核的価値を基盤に進めることが重要であると考えており、本構想でも、その方向性を示しています。
122	第4章	4-4 (2) ②アについて、SNSは効果のエビデンスがほとんどなく、やるなら専門職員が必要で学芸員の片手間でやらせてはいけない。	SNS等の運用体制については、業務内容や効果などを整理し、現実的かつ持続可能な体制のあり方を検討してまいります。
123	第4章	4-4 (2) ②ウについて、県民のための博物館であり観光客誘致を目的にしないほしい。広報の位置付けの見直しを検討してほしい。	県民を主な対象とする社会教育施設であるという博物館の基本的な位置付けは変わりません。広報についても、その点を踏まえ、今後の検討段階以降において検討してまいります。
124	第4章	4-4 (2) ③イについて、組織内SNS等の活用は内部規約で十分で、あえて書く必要はない。	職員間の情報共有や連携の重要性については、組織運営上の基本的な事項であることから、本構想では方向性として記載しています。
125	第5章	「新幹線など広域的な交通手段からのアクセスが容易」との条件は、新幹線が立地の十分条件となるのか疑問である。新幹線が整備されていない地域が条件から外れるように受け取られるお	新幹線等の広域交通手段へのアクセスについては、特定の交通機関を立地の十分条件とする趣旨ではありません。構想では、立地条件として県内外からの来館のしやすさという観点を示して

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		それがあり、県立施設として県土の均衡に配慮すべきである。	いるものであり、県立施設として県内各地域からのアクセスにも配慮する視点を示しています。
126	第5章	「周辺施設との円滑な連携・協力」について、現在はDXの進展により距離的条件を必ずしも考慮する必要はないと考えられる。周辺施設が多い地区に立地が偏ることのないよう、全県的な視点での検討が必要ではないか。	周辺施設との連携・協力を立地条件としているのは、博物館活動における日常的な協議や共同事業、来館者動線の形成などにおいて、物理的な近接性が有効に機能する場面が多いと考えるためです。
127	第5章	教育資料館（山形市）および附属自然学習園（山辺町）が内陸部に立地していることを踏まえ、県立博物館についても、県土の均衡に配慮した立地とするべきである。	新博物館の立地については、県立施設として県内各地域からのアクセスも重要な視点であると考えております。
128	第5章	新館構想であるにもかかわらず移転先が明示されていないことに大きな不安を感じる。水害リスクを踏まえ、最上川など水辺に近接する立地の場合は、浸水被害を防ぐ構造や貯水・排水設備を十分に整備すべきである。人命に次いで資料保全を最優先とし、構想の理念を実現するためにも災害対策を重視すべきである。	新博物館の建設候補地については、本構想の最終的な取りまとめまでに明示することとしております。その際、災害リスクへの配慮は極めて重要な前提条件としています。立地選定に加え、建物構造や設備面も含め、資料保全を最優先に考えた整備を行う考えです。
129	第5章	立地については、災害リスクが限りなく小さい場所を選定すべきという方針に賛同する。近年、豪雨災害により地下収蔵庫が水没し資料が水損した事例もあり、博物館にとって致命的な問題である。立地選定に加え、建物構造も災害を見越したものとすべきであり、空き県有地活用にこだわらず、必要であれば土地買収も含めて判断すべきである。	立地選定に当たり、災害リスクへの配慮は極めて重要な前提条件としています。立地選定に加え、建物構造や設備面も含め、資料保全を最優先に考えた整備を行う考えです。
130	第5章	5-1 (1) について、「世界に開かれたゲートウェイ」を実現する拠点という前提に無理があり、「誰もが」が県民を想定していない。県内県民のアクセスを最重要視すべきである。	立地条件の検討に当たっては、県民の利用しやすさを重視する考えです。「世界に開かれた」という表現は、県民のアクセスや利用を軽視するものではなく、発信や交流の視点を示したものです。
131	第5章	施設整備に当たっては、展示機能以上に「収蔵施設」を大幅に確保すべきである。豊富な現物資料こそが博物館最大の魅力であり、どの博物館でも将来的に収蔵施設が満杯になることを踏まえ、将来にわたって資料収集を継続できる規模の収蔵施設を今の段階で計画すべきである。	収蔵施設の確保は、新博物館整備における重要な要素の一つと認識しています。本構想においても、将来にわたる資料の適切な保存・管理を見据え、収蔵機能の充実が必要であることを示しており、具体的な規模や構成については今後の計画段階以降に整理してまいります。
132	第5章	施設整備に当たっては、公開承認施設として整備することが不	公開承認施設としての要件を満たすことは、貴重な資料の展示

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		可欠である。具体化に際しては、実際に博物館を利用・運営する学芸員が計画立案に主体的・中心的に関与し、特に保存科学分野の高度な専門性を持つ学芸員を早期に採用することが重要である。	や保存を行う上で重要な視点であると認識しています。施設計画の具体化に当たっては、今後の計画段階以降において、学芸員の専門的知見を踏まえながら検討を進めてまいります。
133	第5章	3-1 (2) ③イで文化財の保護・救出活動に言及しているが、被災資料の受入れや保全作業まで行うのであれば、通常の収蔵庫とは別に作業区域が必要になる。施設整備の中でその点を考慮すべきである。	文化財の保護・救出活動については、新博物館が関係機関や専門団体と連携しながら、適切な役割を担うことを想定しています。そのために必要となる連携のあり方や施設・設備の考え方については、今後、計画段階以降に整理してまいります。
134	第5章	5-2 (9) でミュージアムショップやカフェ等の付設が記載されているが、立地によっては周辺店舗の利用を阻害するおそれがある。来館者を館内に囲い込むのではなく、地域に人流を生み出す仕組みを考えてほしい。館内に実店舗を持たず、県内企業や店舗での図録・グッズの委託販売など、館外での連携によって経済波及を図る方法も考えられる。	ミュージアムショップやカフェ等の付設については、来館体験の質の向上や地域との関係性も踏まえ、あり方を検討するものです。来館者を館内に囲い込むことを目的とするものではなく、周辺施設との連携やエリアへの滞在を促す観点も含め、今後の計画段階以降において、整理してまいります。
135	第5章	カフェやショップ、オープンスペース等は、入館せずとも利用できる形が望ましい。博物館は「難しい」「敷居が高い」と思われがちだが、博物館目的以外でも日常的に訪れられる、生活の一部のような存在になることで、興味や愛着につながると考える。	カフェやオープンスペース等については、博物館への心理的なハードルを下げ、日常的に親しまれる場とする観点からも、本構想にその設置を位置付けています。具体的な利用形態については、施設全体の構成や運営方針を踏まえ、今後の計画段階以降に検討してまいります。
136	第5章	基本構想に示されている「シンプルで合理的な構造・設備」は評価できる。維持費や改修費がかかる凝った設備よりも、多用途で柔軟に活用でき、時代や技術の変化に対応できる空間が望ましい。	「シンプルで合理的な構造・設備」については、長期的な維持管理や柔軟な活用を見据えた考え方として示しています。過度に特殊な設備に依存せず、時代や技術の変化に対応できる施設とする方向性です。
137	第5章	災害が頻発する状況を踏まえ、県内文化財に対しては県立博物館と県が主体となって対応する体制が必要である。相談窓口などのソフト面の体制整備に加え、有事に備えた資材の備蓄等、ハード面の整備も構想に盛り込むべきである。	災害時における文化財の保全対応について、県立博物館が一定の役割を担う必要があることは重要な視点であると認識しています。相談体制や資材の備蓄等を含む対応のあり方については、今後の計画段階以降に整理してまいります。
138	第5章	取得費低減の観点から遊休公有地活用が示されているが、現博物館附属学習園周辺など、浸水リスクが低く収蔵・研究に適した場所に、収蔵・研究センターを分離配置する可能性も検討に値する。一方で、運営負担や立地条件の課題も踏まえ、慎重な検討が	令和6年度に実施した調査では、展示と収蔵・研究機能を分散して配置するパターンも調査しました。今後の計画段階以降において、立地や運営の効率性など、総合的な視点から慎重に検討してまいります。

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
		必要である。	
139	第5章	5-1 (4) について、他県平均ではなく、人口減・市町村消滅の局面で地域博物館等の資料保存が限界になることを踏まえ、より大きな収蔵庫が必要である。収蔵機能は展示公開機能の2～3倍とし、四地域に地域収蔵庫を作成して被災リスク分散を図るべきである。	収蔵機能の重要性については認識していますが、具体的な規模や配置方法については、他機能とのバランスや運営体制、財政状況等を踏まえ、今後の計画段階以降に検討してまいります。
140	第5章	5-2 (1) について、外観等はシンプルにし、I P Mをしっかり行える施設を望む。	外観や設備については、資料保存に適した環境を確保することを前提に、シンプルで合理的な構成とする考えです。I P M (総合的有害生物管理：生物被害を予防し、抑制する方法) への対応も含め、保存環境の確保を重視します。
141	第5章	5-2 (6) について、乳幼児の授乳室など子育て世代への配慮機能を記述すべきである。	子育て世代への配慮は重要な視点であり、授乳室等の必要な機能については、今後の計画段階以降において、施設計画の具体化の中で検討してまいります。
142	第5章	5-2 (8) について、予算面から記載不要である。更新が必要な施設なら学芸員負担が増えるため、適切な人員配置ができて成立する施設である。	デジタル環境の整備や運用に当たっては、更新・維持管理に係る費用や職員の業務負担を十分に考慮し、今後の計画段階以降に慎重に検討してまいります。
143	第5章	5-2 (9) について、I P Mの観点からミュージアムカフェは不要で、周辺施設との連携・協力の観点からも記載不要である。	カフェ等については、I P Mや周辺施設との関係性も含め、今後の計画段階以降において、そのあり方を慎重に検討してまいります。
144	第6章	新館への移行に当たり、これまで蓄積してきた収集資料と研究課題が断絶することなく、円滑かつ安定的に継続されるよう配慮すべきである。基本構想では新規事項に比重が置かれがちであるが、前体制からの研究の積み重ねを踏まえた移行方針を明確にする必要がある。	新博物館への移行に当たっては、これまでに蓄積されてきた収集資料や研究成果が断絶することのないよう、継続性に十分配慮する必要があると認識しています。具体的な移行の進め方については、今後の計画段階以降に整理してまいります。
145	第6章	新館移行期は、研究課題の方向性や博物館内部での知的蓄積を高める重要な時期であり、課題提案・課題解決支援を意識した展示や研究体制の内在化を進めるべきである。こうした視点を、基本構想検討委員会の段階で館側に促すことが重要である。	新博物館への移行期は、研究の方向性や館内の知的基盤を整理・充実させる重要な時期であると認識しています。展示や研究のあり方については、今後の計画段階以降において検討してまいります。
146	第6章	本構想は県民の、県民による、県民のための博物館像と乖離しており、再度議論すべきである。時間がかかっても、県民の声を反映させながら再検討することが求められる。	本構想は、県民に開かれ、県民に親しまれる博物館を目指すものです。今後の計画段階以降においても、県民の視点を意識しながら検討を進めてまいります。

番号	箇所	御意見の概要	県の考え方
147	その他	検討委員の名簿が添付されているとよかった。	御指摘を踏まえ、参考資料1「策定経過」に、委員名簿を含む新博物館基本構想検討委員会設置要綱を追加します。